

## 大田高校魅力化コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「大田高校魅力化コンソーシアム（以下、魅力化コンソーシアムという。）」とする。

### (目的)

第2条 魅力化コンソーシアムの事業は地域とともに未来を切り拓く生徒を育てるため、また、地域人材育成のため、地域と協働したカリキュラム開発や学校運営を行い、大田高校の教育活動をよりよいものにしていくことを目的とする。

### (協働事業)

第3条 魅力化コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域連携や他校種連携の推進に係る協働事業
- (2) 地域人材育成に係る協働事業
- (3) その他、大田高校の魅力化推進のための諸事業

### (組織)

第4条 魅力化コンソーシアムは、大田高校と地域との協働事業に係る諸団体と個人により組織する。

- 2 魅力化コンソーシアムには、協働事業の方針（意思）を審議する役員会を置くこととし、役員会は15名以内で構成する。
- 3 魅力化コンソーシアムには、諸事業の実施に係るワーキンググループを置く。ワーキンググループは大田高校魅力化コンソーシアムの事業に関わる意志のある個人で構成する。
- 4 魅力化コンソーシアムには、諸事業の実施に係るワーキンググループを統括するコアワーキンググループを置く。コアワーキンググループはワーキンググループを統括する意志のある個人で構成する。
- 5 魅力化コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

### (役員会)

第5条 役員会は下記の構成団体の代表者によって構成される。

大田市／政策企画部  
大田市／教育委員会  
大田商工会議所  
大田市中央公民館  
島根県立大学  
大田市中学校長会  
大田高校評議員  
大田高校瓶陵会  
大田高校PTA  
島根県立大田高校

2 役員会に会長1名、副会長1名をおき、出席者の互選によりこれを定める。

(会長、副会長等役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、魅力化コンソーシアム及び役員会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は会長が招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 役員会は原則年2回開催する。

3 役員会の議長は会長をもって充てる。

4 役員会は役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 役員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は第3条に掲げる活動の計画及び予算について役員会の承認を得るものとする。

2 役員会は、本事業の活動について情報を共有し、目的達成のための連絡・調整支援を行う。

3 役員は、本事業に関わる事項について意見を述べることができる。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループは人数を定めず、個人の意思によって所属する。

2 ワーキンググループは本事業の活動に直接的に関わる。

(コアワーキンググループ)

第10条 コアワーキンググループは10名以内で構成し、役員会が委嘱する。

2 コアワーキンググループはワーキンググループの活動が円滑に実施されるよう統括する。

(事務局)

第11条 大田高校教育開発部、大田市魅力化担当者、及びコアワーキンググループから1名で事務局を構成し、魅力化コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更)

第12条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規約に定めるもののほか、魅力化コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

附記 この規約は令和3年3月1日より施行する。